

## 第 377 回宮城県議会議案に対する意見について

第 377 回宮城県議会（令和 3 年 2 月定例会）において、知事から提案された下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 項の規定により議会から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 31 年宮城県教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年 2 月 18 日専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第 2 項の規定により報告する。

## 記

## 議第 16 号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例

令和 3 年 3 月 18 日提出

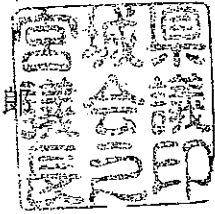
宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮 議 第 381 号

令和3年 2月16日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県議会議長 石川 光次 郎



条例案に対する意見について（聴取）

第377回県議会（2月定例会）において、知事から提案された下記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

議第16号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例

担当：議事課議事記録班 齋藤

内線：3583

## 第 377 回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

第 377 回宮城県議会（令和 3 年 2 月定例会）に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 31 年宮城県教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年 2 月 12 日及び 17 日並びに 3 月 9 日に専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第 2 項の規定により報告する。

## 記

## 1 予算議案

令和 2 年度宮城県一般会計補正予算（第 11 号）

令和 2 年度宮城県一般会計補正予算（第 12 号）

令和 2 年度宮城県一般会計補正予算（第 13 号）

令和 3 年度宮城県一般会計補正予算（第 1 号）

## 2 予算外議案

（１）和解について

（２）和解及び損害賠償の額の決定について

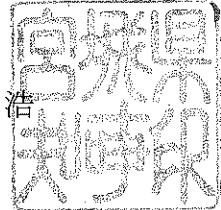
令和 3 年 3 月 18 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

財 第 2 2 3 号  
令和 3 年 2 月 1 2 日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 7 7 回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

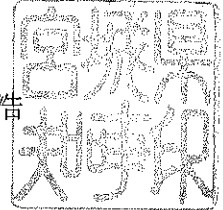
- 1 予算議案  
令和 2 年度宮城県一般会計補正予算
- 2 予算外議案
  - (1) 和解について
  - (2) 和解及び損害賠償の額の決定について

収受  
3.2.12  
宮城県教育委員会

財 第 2 2 9 号  
令和 3 年 2 月 1 6 日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 7 7 回宮城県議会議案について (照会)

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

予算議案

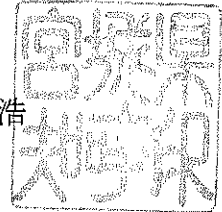
令和 2 年度宮城県一般会計補正予算



財 第 2 5 7 号  
令和 3 年 3 月 5 日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 7 7 回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

予算議案

- 1 令和 3 年度宮城県一般会計補正予算
- 2 令和 2 年度宮城県一般会計補正予算



**第377回宮城県議会（令和3年2月定例会【第11号・第12号】）  
予算議案の概要【教育庁関係分】**

**1 補正予算の概要（一般会計）**

（単位：千円）

令和元年度		令和2年度		増減	比較	
最終予算額(A)		現計予算額(B)	補正額(C)	計(B+C)=(D)	(D)-(A)	(D/A)
11号	166,127,588	176,858,645	▲ 9,108,562	167,750,083	1,622,495	101.0%
12号		167,750,083	3,362,903	171,112,986	4,985,398	103.0%

**2 主な補正内容**

**(1) 第11号**

（単位：千円）

事業名	概要	補正額
スポーツ振興基金造成費（スポーツ健康課）	県有体育施設の長寿命化対策経費等を、基金へ積み増しするもの。	961,142
東日本大震災みやぎ子ども育英基金造成費（総務課）	東日本大震災による孤児・遺児等の就学支援等を行うため基金への積み増しするもの。	399,359
県立学校感染症対策修学旅行等支援費（高校教育課・特別支援教育課）	新型コロナウイルス感染症の拡大のため、修学旅行等中止に伴うキャンセル料を補助するもの。 高校教育課（補正額：40,806千円） 特別支援教育課（補正額：573千円）	41,379

**(2) 第12号**

（単位：千円）

事業名	概要	補正額
海洋総合実習船建造費（高校教育課）	海洋総合実習船「宮城丸」の代船建造	1,619,313
屋内運動場整備費（施設整備課）	迫支援学校の屋内運動場の大規模改修	184,606
産業教育設備整備費（高校教育課）	県立高校におけるスマート専門高校の実現のためのデジタル化対応産業教育装置等を整備するもの。	897,469

**3 債務負担行為（変更）第11号**

（単位：千円）

事項名	設定期間			限度額
	変更前	自	至	
公共施設管理運営委託業務（長沼ボート場）（スポーツ健康課） ※令和元年度議決に係るもの	変更前	自 令和元年12月	至 令和7年3月	62,850
	変更後			<b>64,510</b>
公共施設管理運営委託業務（県総合運動公園等）（スポーツ健康課） ※平成28年度議決に係るもの	変更前	自 平成28年12月	至 令和4年3月	3,356,130
	変更後			<b>3,385,190</b>

#### 4 繰越事業

##### (1) 第11号

(単位：千円)

	事業名	担当課	繰越額
教育費	教職員宿舍管理事業	福利課	2,300
	学力向上対策事業	高校教育課	40,900
	学校情報化推進事業	総務課（教育企画室）	4,200
	特別支援学校建設事業	施設整備課	1,118,700
	多賀城跡環境整備事業	文化財課	172,800
	東北歴史博物館管理事業	文化財課	62,000
	社会教育施設整備事業	生涯学習課	1,200
	美術館管理事業	生涯学習課	6,700
	体育施設整備事業	スポーツ健康課	39,300
	高等学校建設事業	施設整備課	変更前
変更後			7,189,800
<b>変更額</b>			<b>2,253,800</b>
合 計			3,701,900

##### (2) 第12号

(単位：千円)

	事業名	担当課	繰越額	
教育費	学校感染症対策事業（中学校）	高校教育課	2,400	
	学校感染症対策事業（高等学校）	高校教育課	143,600	
	海洋総合実習船建造事業	高校教育課	1,619,313	
	産業教育振興事業	高校教育課	897,469	
	学校情報化推進事業（高等学校）	高校教育課	202,995	
	学校感染症対策事業（特別支援学校）	特別支援教育課	175,142	
	学校情報化推進事業（特別支援学校）	特別支援教育課	20,610	
	東北歴史博物館感染症対策事業	文化財課	1,070	
	特別支援学校建設事業	施設整備課	変更前	1,118,700
			変更後	1,303,400
<b>変更額</b>			<b>184,700</b>	
合 計			2,128,599	



第377回宮城県議会（定例会）提出予算外議案  
（追加提案分）の概要（教育庁分）

○条例外議案

議第112号議案

和解について

小松島支援学校の生徒の通学に係る環境整備請求事件に係る和解について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの。

所管 特別支援教育課

○主な内容

- 1 和解の相手方 1名
- 2 和解の内容

県は、小松島支援学校において、相手方が、登下校、校舎内の移動、授業参加、学校行事参加等において安心して行動できるよう、相手方両親らと情報共有をし、相手方の身体状況の変化にも留意して、配慮することに努める。

議第113号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

退職手当の決定手続における瑕疵により発生した損害に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの。

所管 福利課

- 損害発生日 平成31年4月1日
- 損害賠償額 1,825,339円
- 和解相手方 野澤 克己

**第377回宮城県議会（令和3年2月定例会【第13号・第1号】）  
予算議案の概要【教育庁関係分】**

1 補正予算の概要（一般会計）

（1）令和2年度3月補正（第13号）

（単位：千円）

令和元年度	令和2年度			増減	比較
最終予算額(A)	現計予算額(B)	補正額(C)	計(B+C)=(D)	(D)-(A)	(D/A)
13号 166,127,588	171,112,986	335,826	171,448,812	5,321,224	103.2%

（2）令和3年度3月補正（第1号）

（単位：千円）

令和2年度	令和3年度			増減	比較
当初予算額(A)	現計予算額(B)	補正額(C)	計(B+C)=(D)	(D)-(A)	(D/A)
1号 169,017,247	160,543,785	234,274	160,778,059	▲ 8,239,188	95.1%

2 補正内容

（1）令和2年度3月補正（第13号）

（単位：千円）

事業名	概要	補正額
学校施設災害復旧事業 （高校教育課・施設整備課）	被災した県立高校及び特別支援学校の災害復旧に要する経費	110,100
県有体育施設災害復旧事業 （スポーツ健康課）	被災した県有体育施設の災害復旧に要する経費	181,800
美術館施設整備事業 （生涯学習課）	被災した県美術館の災害復旧に要する経費	32,626
総合教育センター管理事業 （教職員課）	被災した総合教育センターの災害復旧に要する経費	11,300

（2）令和3年度3月補正（第1号）

（単位：千円）

事業名	概要	補正額
学校施設等災害復旧事業 （高校教育課・施設整備課）	被災した県立高校及び特別支援学校の国庫補助対象事業に要する経費	233,995
公立文教施設整備事務災害復旧事業 （施設整備課）	被害のあった市町村に対して行う指導，連絡，調査検査等の事務に要する経費	279

3 繰越事業

（1）令和2年度3月補正（第13号）

（単位：千円）

	事業名	担当課	繰越額	
教育費	総合教育センター管理事業	教職員課	11,300	
	高等学校管理事業	高校教育課	2,200	
	高等学校建設事業	施設整備課	変更前	7,189,800
			変更後	7,272,900
			変更額	83,100
	特別支援学校建設事業	施設整備課	変更前	1,303,400
			変更後	1,328,200
			変更額	24,800
	体育施設整備事業	スポーツ健康課	変更前	39,300
			変更後	221,100
			変更額	181,800
	美術館管理事業	生涯学習課	変更前	6,700
変更後			39,400	
変更額			32,700	
	合 計		335,900	